

太田市家庭児童相談室設置運営要綱

(設置)

第1条 福祉事務所の家庭児童福祉に関する相談指導業務を充実強化し、もって家庭における適正な児童養育その他家庭児童福祉の向上を図るため、福祉事務所に家庭児童相談室（以下「相談室」という。）を置く。

(業務)

第2条 相談室は、福祉事務所が行う家庭児童福祉に関する業務のうち、専門的技術を必要とする次の業務を行う。

- (1) 家庭における児童の養育に関する相談
- (2) 児童に係る家庭の人間関係に関する相談
- (3) その他家庭児童の福祉に関する相談

(開設日時等)

第3条 相談室の開設日時は、太田市の休日を定める条例（平成17年太田市条例第2号）第1条に規定する日を除き、毎週月曜日から金曜日までの午前9時から午後4時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、福祉事務所長は、必要があると認めるときは、開設日時を変更することができる。

(職員)

第4条 相談室に家庭児童相談員（以下「相談員」という。）を置く。

2 相談室に前項に定めるもののほか、必要な職員を置くことができる。

(資格)

第5条 相談員は、人格円満で、社会的信望があり、健康で、家庭児童福祉の増進に熱意を持ち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学において、児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業をした者
- (2) 医師
- (3) 社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者
- (4) 前3号に準ずるものであって、相談員として必要な学識経験を有する者

(職務)

第6条 相談員は、福祉事務所長の指揮及び監督を受けて相談室の業務に従事しなければならない。

(記録)

第7条 相談員は、第2条の業務を行った場合に、相談内容及び経過を記録しなければならない。

(運営)

第8条 相談室の運営に当たっては、児童福祉関係諸機関との連絡協調を緊密にするものとする。

(その他)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。